

第2章 測量に関する法規

測量に関する法規には、測量法や測量法施行令、測量法施行規則などが挙げられるが、測量士補試験では出題される条文に偏りがある。

1 測量に関する法規

(1) 測量とは

測量とは、土地の測量をいい、最終的に地図を作成する作業であり、その過程の測る技術をいう。地図を調製する（測量をして地図を作る）作業には、測量のための写真撮影も測量に含まれる。

さらに測量は基本測量と公共測量に分けることができ、基本測量とはすべての測量の基礎となる測量で、国土地理院が計画するものをいい、公共測量とは基本測量以外の測量で、国または地方公共団体が計画するものをいう。

測量法の目的は、測量の重複を除き、正確さを確保するとともに、測量業の適正な運営とその健全な発達を図ることで、各種測量の調整および測量制度の改善発達に資することにある。



測量は公共的な事業なので、税金の無駄遣いを防ぐため、測量の重複を除くことが目的に挙げられています。

(2) 測量士・測量士補

測量は公共性が高いため、測量作業をすることができるのは測量士と測量士補に限られている。資格を有するだけでなく、名簿への登録が必要となる。また、測量の作業計画を作製できるのは測量士であり、測量士補はあくまでも測量士の作成した計画に従い測量に従事することになる。

(3) 測量に関する機関

どのような測量をおこなうのか計画する測量計画機関になるのは国や地方公共団体であり、測量計画機関の指示または委託を受けて実際に測量作業を実施する測量作業機関になるのが測量士である。

なお、測量計画機関が、自ら計画を実施する場合には、測量作業機関となることができる。